

神戸市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父の就業に際し、教育訓練にかかる費用の一部を支給することにより、個々の母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって、母子家庭又は父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、神戸市とする。

(対象者)

第3条 対象者は、市内に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項）に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）であって、次の（1）から（3）の全てを満たす者又は（2）から（4）の全てを満たす者とする。ただし、（4）の規定は、当該教育訓練の受講開始日が令和3年3月31日までの間に属する場合に適用する。なお、この事業において、「児童」とは、二十歳に満たないものをいう。

令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものに係る受給要件については、（1）の規定は適用しない。

- （1）「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930台4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。
- （2）支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。
また、ひとり親家庭の自立に向けた後押しが途切れることのないよう、指定を受けた教育訓練受講中に児童が20歳に到達した場合も、講座の受講修了までは対象者に含めるものとする。
- （3）過去にひとり親家庭自立支援教育訓練給付金（以下「給付金」という。）を受給していないこと。
- （4）新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により収入に著しい減少があったことが認められるものであること。
- （5）「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付（入学準備金）」「介護福祉士修学資金貸付」「保育士修学資金貸付」等、学資を内容とする他制度（就業継続等による免除規定があるもの等）を受けていないこと。

(対象講座)

第4条 対象講座は、次の講座とする。

- （1）雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が必要と認める講座
- （2）雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が必要と認める講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- （3）雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が必要と認める講

座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）（以下「指定教育訓練」という。）

（支給額等）

第5条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（第4条（1）及び（2）の講座を受講する者）

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る）の6割に相当する額とする。ただし、その額が20万円を超える場合は20万円とし、12千円を超えない場合は給付金の支給は行わないものとする。）

（2）受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者（（3）に掲げる者を除く。））

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る）に100分の60を乗じて得た額に相当する額とする。ただし、その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超える場合は、修学年数に40万円を乗じて得た額（この場合160万円を超える場合は160万円。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合200万円を超えるときは、200万円。）とし、その額が12千円を超えない場合は給付金の支給は行わないものとする。）

（3）受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者）（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合も含む）者に限る。）

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る）に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合240万円を超えるときは240万円。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合300万円を超えるときは、300万円。）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

（4）受講開始日現在において前各号以外の受給資格者

前各号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額（その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

なお、令和6年8月29日までに修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、従前の例による。

（事前相談の実施）

第6条 受給要件 受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに受給要件について把握しておくこと。

事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするなど受講の必要性について十分把握すること。

また、受講開始から受講修了までの間に、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に必要な生活支援、就業支援等のメニューを適切に組み合わせて支援できるよう、寄り添い型の支援を行うこと。

当該母子家庭の母又は父子家庭の父が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である

場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介すること。

(対象講座指定申請)

第7条 給付金の支給を受けようとする者は、受講開始前に「神戸市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書」(様式第1号)に必要な書類を添付した上で、市長に対象講座の指定を申請しなければならない。

(2) 市長は、前項による申請があったときは、対象講座指定の可否を決定し、支給認定の決定及び交付決定を行うときは「神戸市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定通知書」(様式第2号)をもって申請者に通知しなければならない。なお、訓練給付金の支給方法について9条の規定を適用する場合は、その旨を通知しなければならない。

(3) 市長は、支給認定が不相当である旨の通知を行うときは、「神戸市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定不承認通知書」(様式第3号)をもって申請者に通知しなければならない。

3 対象講座指定申請は、市長が定めた期日までに行わなければならない。

(給付金支給申請)

第8条 前条の指定対象講座について、給付金の支給を受けようとする者は、「神戸市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書」(様式第4号)に必要な書類を添付した上で、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項による申請があったときは、給付金支給の可否を決定し、支給認定の決定及び交付決定を行うときは「神戸市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業支給決定通知書」(様式第5号)をもって申請者に通知しなければならない。

3 支給申請は、受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内に行わなければならない。なお、教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して1ヶ月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

4 市長は、同条第2項による給付金の交付決定後、申請者の指定する振込口座に補助金を交付するものとする。

(支給方法の特例)

第9条 第5条(2)に規定する者に対する訓練給付金の支給について、支給単位期間(雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)ごとの支給を決定することができるものとする。その場合、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書(雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する受講証明書をいう。以下同じ。)の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で、その支給方法を決定しなければならない。

(訓練給付金の追加支給等)

第10条 訓練給付金の追加支給については、次のとおりとする。

(1) 支給申請

ア 訓練給付金の追加支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した後に、市長に対して、「自立支援教育訓練給付金支給申請書(追加支給用)」(様式第6号)(以下「支給

申請書（追加支給用）」という。）を提出すること。

イ 市長は、支給申請を受けた場合、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

市長は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、併せてこれを本人に通知するものとする。

（２）支給申請の期限

支給申請書（追加支給用）の提出は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から起算して30日以内に行わなければならない。なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

（３）支給申請書の添付書類等

支給申請書（追加支給用）の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。

- ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- イ 母子・父子自立支援プログラムの写しもしくは「神戸市母子・父子自立支援ヒアリングシート」（様式第1号-2）の写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）
- ウ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
- エ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
- オ 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- カ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が資格の取得をしたことを証明する書類

（返還請求）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の返還を請求することができる。

- （１）偽り、その他不正な手段により給付を受けたとき。
- （２）この要綱の規定に反したとき。

（その他）

第12条 この要綱の施行に際して、必要な事項は、主管局長が定める。

（附則）

この要綱は、平成16年10月1日から施行し、平成16年8月1日以降に対象講座指定申請を行ったものより適用する。

（附則）

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 第5条の規定は、施行日以後に教育訓練を開始した受給資格者について適用し、施行日前に教育訓練を開始した受給資格者については、なお従前の例による。

(附則)

この要綱は、平成 25 年 5 月 17 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日以降に対象講座指定申請を行ったものより適用する。

(附則)

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日以降に対象指定講座申請を行ったものより適用する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定は、事前に対象講座の指定通知を受け、施行日において当該教育訓練を受講しているものより適用し、施行日前に修了した当該教育訓練にかかる給付金については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 雇用保険法第 60 条の 2 第 4 項の規定により一般教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格者で、かつ平成 29 年 4 月 1 日以後に給付金の対象となった者のうち、教育訓練講座の指定を受けていない者は、すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、施行日において当該教育訓練を受講しているものより適用する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、施行日において当該教育訓練を受講しているものより適用する。

(附則)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 3 条第 4 号及び第 5 条第 1 号並びに同条第 2 号の規定は、施行日において当該教育訓練を受講している者又は受講開始日が施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に属する者に適用する。
- 2 令和 2 年 4 月 1 日以後に給付金の対象となった者のうち、教育訓練講座の指定を受けていない者は、すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行し、令和 3 年 3 月 1 日から適用する。
ただし、第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項については、令和 3 年 4 月 1 日に施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、施行日において当該教育訓練を受講しているものより適用する。
- 2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日の間に、当該教育訓練を受講している者又は受講を開始

した者については、第5条第1号並びに同条第2号の規定によらず、当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用の全額に相当する額を対象費用とする。ただし、その額が20万円を超える場合は20万円（第5条第2号においては、その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超える場合は、修学年数に40万円を乗じて得た額（この場合160万円を超える場合は160万円））とし、12千円を超えない場合は給付金の支給は行わないものとする。

（附則）

- 1 この要綱は、令和6年8月30日から施行し、施行日において当該教育訓練を受講しているものより適用する。

（附則）

- 1 この要綱は、令和8年4月9日から施行し、令和8年4月1日において当該教育訓練を受講しているものより適用する。

(案)神戸市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書

令和 年 月 日

神戸市長あて

申請者氏名 _____

個人番号(マイナンバー)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

下記の教育訓練の受講について、神戸市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。
また、対象講座指定のために市が私の世帯状況の調査(ひとり親であることの確認)を実施することに同意します。

| | | | | | |
|---------------------------|------------------------------------|-----------------|---|---|--|
| フリガナ | | 昭和 平成 | 年 | 月 | 日生(歳) |
| 氏名 | | | | | |
| 住所 | (〒 -) | 電話: | | | |
| | | 携帯: | | | |
| 母子・父子 区分 | 死別(年 月より) 離別(年 月より) 非婚 その他() | | | | |
| 教育訓練講座の名称または 取得予定の資格 | | | | | |
| 教育訓練施設の名称 | | 所要費用(予定) ※税込 | | | 円 |
| 所要費用(予定) ※税込 | ・入学金 円 ・受講料 円 | 合計額 | | | 円 |
| 教育訓練の期間 (予定) | 令和 年 月 日(受講開始日) ~ 令和 年 月 日(受講終了日) | | | | |
| 当該講座の雇用保険法による教育訓練給付金での取扱い | 一般教育訓練講座・特定一般教育訓練講座・専門実践教育訓練講座・対象外 | | | | |
| 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格 | 受講開始日現在において受給資格が | | | | ある ・ ない |
| 過去の自立支援教育訓練給付金受給の有無 | 過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが | | | | ある ・ ない ※受けたことがある方は対象外となります。 |
| ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金受給の有無 | 受給中 ・ 受給無 ・ 申請予定 | | | | ※資格取得のため6ヵ月以上の養成機関で修業する場合に受給できる可能性があります。 |
| 生活保護 | 受給中 ・ 受給無 ・ 申請中 | | | | ※生活保護受給中の方は対象外となります。 |

*福祉事務所使用欄

| | | |
|--------|---|--|
| ひとり親要件 | 適 ・ 不適 | <input type="checkbox"/> 児童扶養手当(公用照会)(No.) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 遺族年金証書 <input type="checkbox"/> その他() |
| 世帯状況 | 適 ・ 不適 | <input type="checkbox"/> 住基(公用照会) <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他() |
| 自立支援要件 | 適 ・ 不適 | <input type="checkbox"/> 自立支援ヒアリングシート |
| 講座要件 | 適 ・ 不適 | <input type="checkbox"/> 雇用保険法による教育訓練給付金対象講座 or 高等職業訓練促進給付金受給 <input type="checkbox"/> パンフレット <input type="checkbox"/> 受講開始日(通信制の場合は教材発送日)の14日前まで |
| マイナンバー | 【番号確認】 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票 | 【本人確認】 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 公的書類2点() <input type="checkbox"/> その他() |
| 備考 | | |

令和 年 月 日

以上、確認の上報告します。

福祉事務所長
202408

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学料及び受講料です。
- 2 支給される金額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない方が対象講座を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の受給資格のない方が対象講座を受講する場合、修業年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
※准看護師養成課程から看護師養成課程へ進学する場合のみ、上限200万円です。
雇用保険法による教育訓練給付金(一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金)の受給資格のある方については、上記の額から雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 対象講座指定申請書に記載された受講開始日や所要費用については、教育訓練施設に確認した内容で通知します。
- 4 対象講座の指定後、受講前および受講中に受講を取りやめた場合は、給付金の支給はできません。
- 5 対象講座の指定後、受講前および受講中に給付金受給資格を喪失した場合(例:婚姻・生活保護受給等)は、給付金の支給はできません。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるために、受講修了日の翌日から1ヶ月以内にあらためて支給申請手続きを行ってください。雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある場合は、受講終了後、先にハローワークで雇用保険法による教育訓練給付金の支給決定を受け、支給決定後1ヶ月以内に当事業の支給申請手続きを行ってください。

(案)神戸市母子・父子自立支援ヒアリングシート

| | | | | | | | | |
|------------------------|--|-------------------------------------|----------|------------|-------------------|-------|----|---|
| 世帯の状況 | 氏名 | 続柄 | 生年月日 | | 職業・学校名 | | | |
| | | 本人 | S・H | 年 月 日 (歳) | | | | |
| | | | S・H・R | 年 月 日 (歳) | | | | |
| | | | S・H・R | 年 月 日 (歳) | | | | |
| | | | S・H・R | 年 月 日 (歳) | | | | |
| 現在の収入状況 | 本人の就労収入 | 月額 | 円 | 現在の支出状況 | 生活費 (食費・光熱水費等) | 月額 | 円 | |
| | 家族の就労収入 | 月額 | 円 | | 子の教育費 | 月額 | 円 | |
| | 年金・手当 | 月額 | 円 | | 家賃・地代等 | 月額 | 円 | |
| | 仕送り・その他 | 月額 | 円 | | 修業経費 | 月額 | 円 | |
| | 養育費 | 月額 | 円 | | その他 | 月額 | 円 | |
| | 養育費 (一括支払の場合) | 年額 | 円/月額 | | 円 | 計 | 月額 | 円 |
| | 計 | 月額 | 円 | | | 収支の差額 | 月額 | 円 |
| 現在の生活状況 (生活費の捻出方法等) | | | | | | | | |
| 就労 | 現在の就労状況 | ・無職 ・求職中 ・自営業 ・非常勤、パート ・常勤 (事業所名:) | | | | | | |
| | 職歴 (ひとり親世帯になる前を含む) | 就労期間 | 職業(就労先等) | 職務内容等 | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 所持している 資格・技術等 | | | | | | | |
| | 希望する就業形態 | ・常勤 ・非常勤、パート ・自営業 ・その他 | | | | | | |
| 希望する仕事 | | | | | | | | |
| 希望する月収 | | | | | | | | |
| 当該講座を受講する理由 | 当該講座を受講し、資格を取得することで、どのように自立へ繋がっていくのか(ex.給与アップ、キャリアアップ、就職、転職等)を出来るだけ具体的に記載してください。 例:①希望する職種で就業するには資格が必要なため。資格取得後は転職し、収入増加を目指す。 ②現在の職業で増収を目指すために、この資格が必要。資格取得後は手当等で増収する。 | | | | | | | |
| | | | | 相談日 | 令和 年 月 日 | | | |

〒

様

(公印省略)

令和 年 月 日

神 子 第

決定番号 号

神戸市長

神戸市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定通知書

神戸市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業対象講座について、下記のとおり指定したので通知します。

| | |
|----------------------|--|
| 氏 名 | |
| 教育訓練講座 または取得資格の名称 | |
| 教育訓練施設の名称 | |
| 教育訓練の期間(予定) | (受講開始日) ~ (受講終了日) |
| 支給方法 | |
| 所要費用(予定) | 給付金額は、左記所要費用(予定)の 6割相当額 です。 ※雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格 がある場合の給付額は、上記の額から教育訓練 給付金の額を 差し引いた額 となります。 ※貴方の 限度額 はです。限度額に ついての詳細は 裏面 をご参照ください。 ※12,000円を超えない場合は支給されません。 |

※裏面の注意事項もお読みください。

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学金および受講料です。
受講の際に支払った費用でも、検定試験受験料・補助教材費・交通費など、教育訓練経費として認められないものがあります。また、給付金支給申請時に分納していた場合は、その時点で支払った金額のみ教育訓練経費として認められます(クレジットカードによる支払の場合を除く)。
- 2 支給される金額は、入学金及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない方が対象講座を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の受給資格のない方が対象講座を受講する場合、修業年数に10万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
※准看護師養成課程から看護師養成課程へ進学する場合のみ上限200万円です。
※令和4年4月1日以降の、その資格を取得するための最短修業年数とします。
- 3 雇用保険法による教育訓練給付金(一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金)の受給資格のある方については、上記の額から雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
いずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給されません。
- 4 追加支給について、指定された教育訓練に係る資格を取得し、かつ、その教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしていますが、当該職業は、その教育訓練に係る資格の取得が必要となる職業でなければなりません。
- 5 受講料については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定します。領収書は必ず保管しておいてください。
- 6 対象講座の指定後、受講前および受講中に受講を取りやめた場合は、給付金の支給はできません。
- 7 対象講座の指定後、受講前および受講中に給付金受給資格を喪失した場合(例:婚姻・生活保護受給等)は、給付金の支給はできません。
- 8 給付金の支給を受けるためには、受講修了日から起算して30日以内にあらためて「神戸市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書」に必要書類をつけて支給申請手続きを行ってください。雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある場合は、受講修了後、先にハローワークで雇用保険制度の教育訓練給付金の支給決定を受け、支給決定後30日以内に当事業の支給申請手続きを行ってください。
- 9 「支給方法」欄において、支給単位期間(6ヶ月)ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行う必要があります。

支給申請に必要な書類

- ①神戸市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書
:区役所・北須磨支所の保健福祉課に所定の用紙があります。
 - ②教育訓練講座修了証明書・修了証書
:教育訓練施設の長が発行したもので、受講開始日及び受講修了日のわかるもの
 - ③教育訓練経費の領収書:教育訓練施設の長が発行したもの
 - ④自立支援プログラム策定シート
:講座指定申請時に提出したシート
- *雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格がある方
・教育訓練給付金支給・不支給決定通知書(ハローワークが発行したもの)
- *雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の受給資格がある方
・教育訓練給付金の受給資格者証(受給額が印字されているもの)
- *児童扶養手当を受給していない方は、以下の書類も提出してください。
・ひとり親家庭であることを証明する書類(戸籍謄本・遺族年金証書など)

〒

様

神戸市長 久元 喜造

神戸市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業対象講座の指定不承認通知書

神戸市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業対象講座について、次の理由により承認できないので通知します。

| | |
|-----------|--|
| 氏 名 | |
| 教育訓練講座の名称 | |
| 教育訓練施設の名称 | |
| 承認できない理由 | |

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、書面で、神戸市長に対して異議申立てをすることができます。

神戸市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書

令和 年 月 日

神戸市長あて

申請者氏名 _____

神戸市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、関係書類を添付の上、申請します。
また、給付金支給決定のために、市が私の世帯状況の調査(ひとり親であることの確認)を実施することに同意します。

| | | | | | | | |
|--|--|---|-----------------|-----------|---|---|------|
| フリガナ | | | | 昭和 | 年 | 月 | 日生 |
| 申請者氏名 | | | | 平成 | | | ()歳 |
| 住所 | (〒 -) | | | 電話: | | | |
| | | | | 携帯: | | | |
| 教育訓練施設の名称 | | | | | | | |
| 教育訓練講座の名称 | | | | | | | |
| 教育訓練の期間 対象となる支給単位期間 | 令和 年 月 日(受講開始日) | ～ | 令和 年 月 日(受講終了日) | | | | |
| 所要費用 | 円 | | | | | | |
| | (うち入学金 円、講座受講料 円、教科書代・教材費 円) | | | | | | |
| ※大学等修学支援法による減免等を受けた場合は、減免後の額(実際に負担した額)を記載してください。 | | | | | | | |
| 雇用保険法による教育訓練給付金の受給額 (受給された方のみ) | 円 | | | | | | |
| 申請費用 | 所要費用の60%(12,001円以上・上限額あり) | | | | | | |
| | ただし、雇用保険法による教育訓練給付金の支給を受けた場合は、その受給額を差し引いた額 | | | | | | |
| 円 | | | | | | | |
| 振込先口座 | 金融機関名 | | 口座の種類 | 普通・当座・() | | | |
| | 支店名 | | 口座番号 | | | | |
| | 口座名義 | | フリガナ | | | | |
| 現在の就労状況 | 無職・自営・パート・正社員(事業所名:) | | | | | | |
| 生活保護 | 受給中 ・ 受給無 ・ 申請中 ※生活保護受給中の方は対象外となります。 | | | | | | |

*福祉事務所使用欄

| | | |
|--------|--|--|
| 世帯要件 | 適・不適 | <input type="checkbox"/> 児童扶養手当(公用照会)(No.) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 遺族年金証書 <input type="checkbox"/> その他() |
| 世帯状況 | 適・不適 | <input type="checkbox"/> 住基(公用照会) <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他() |
| 自立支援要件 | 適・不適 | <input type="checkbox"/> 自立支援ヒアリングシート |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> 教育訓練講座修了証明書・修了証書 <input type="checkbox"/> 教育訓練経費の領収書 <input type="checkbox"/> 教育訓練給付金支給・不支給決定通知書又は教育訓練給付金受給資格者証 ※該当者のみ <input type="checkbox"/> 受講修了日翌日から1年経過以後に発行された『雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書』 ※被保険者として雇用された場合の追加給付を受けない場合のみ <input type="checkbox"/> 振込先が分かるもの(通帳の写しなど) ※児童扶養手当受給口座を使用する場合は省略可 | |
| 備考 | | |

令和 年 月 日

以上、確認の上報告します。

福祉事務所長

202408

〒

様

(公印省略)
令和 年 月 日

神 子 第
決 定 番 号 号

神戸市長

神戸市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

神戸市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金について、下記のとおり支給を決定したので通知します。

| | |
|----------------------|-------------------|
| 氏名 | |
| 教育訓練講座 または取得資格の名称 | |
| 教育訓練施設の名称 | |
| 教育訓練期間 | (受講開始日) ~ (受講終了日) |
| 支給金額 | (受講費用) |

神戸市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書(追加支給用)

令和 年 月 日

神戸市長あて

申請者氏名

※ 本人の署名 又は 記名押印

神戸市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、関係書類を添付の上、申請します。
また、給付金支給決定のために、市が私の世帯状況の調査(ひとり親であることの確認)を実施することに同意します。

| | | | | | |
|---------------------|---|--------|---------|---------------|------|
| フリガナ | | 昭和 | 年 | 月 | 日生 |
| 申請者氏名 | | 平成 | | | ()歳 |
| 住所 | (〒 -) | 電話: | | | |
| | | 携帯: | | | |
| 教育訓練施設の名称 | | | | | |
| 教育訓練講座の名称 | | | | | |
| 教育訓練の期間 | 令和 年 月 日(受講開始日) ~ 令和 年 月 日(受講終了日) | | | | |
| 資格取得年月日・取得資格名称 | 令和 年 月 日 | 取得資格名称 | | | |
| 就職等年月日・就職等先名称 | 令和 年 月 日 | 就職等先名称 | | | |
| 事業主の証明 | 就業先住所 | | 就業先電話番号 | | |
| | 上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明します。 令和 年 月 日 事業主名: (法人の時は名称・代表者氏名): | | | | |
| 所要費用 | 円 (うち入学金 円、講座受講料 円、教科書代・教材費 円) ※大学等修学支援法による減免等を受けた場合は、減免後の額(実際に負担した額)を記載してください。 | | | | |
| 雇用保険法による教育訓練給付金の受給額 | 申請費用 | | | | |
| | 所要費用の25% (本支給との合計85%、上限あり) | | | | |
| 振込先口座 | 金融機関名 | | 口座の種類 | 普通 ・ 当座 ・ () | |
| | 支店名 | | 口座番号 | | |
| | 口座名義 | | フリガナ | | |
| 現在の就労状況 | 無職 ・ 自営 ・ パート ・ 正社員(事業所名:) | | | | |
| 生活保護 | 受給中 ・ 受給無 ・ 申請中 ※生活保護受給中の方は対象外となります。 | | | | |

* 福祉事務所使用欄

| | | |
|--------|---|---|
| 世帯要件 | 適 ・ 不適 | <input type="checkbox"/> 児童扶養手当(公用照会)(No.) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 遺族年金証書 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 |
| 世帯状況 | 適 ・ 不適 | <input type="checkbox"/> 住基(公用照会) <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他() |
| 自立支援要件 | 適 ・ 不適 | <input type="checkbox"/> 自立支援ヒアリングシート |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> 教育訓練講座修了証明書・修了証書 <input type="checkbox"/> 教育訓練経費の領収書 <input type="checkbox"/> 教育訓練給付金支給・不支給決定通知書又は教育訓練給付金受給資格者証 ※該当事のみ <input type="checkbox"/> 資格を取得したことの証明書類 <input type="checkbox"/> 受講修了日翌日から1年経過以後に発行された『雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書』 ※被保険者として雇用された場合の追加給付を受けない場合のみ <input type="checkbox"/> 振込先が分かるもの(通帳の写しなど) ※児童扶養手当受給口座を使用する場合は省略可 | |
| 備考 | | |

令和 年 月 日

以上、確認の上報告します。

福祉事務所長

202408